

令和7年度 千葉市市民駅伝大会

千葉市中学校新人スポーツ大会 駅伝の部

千葉市民駅伝大会（市民の部）について

1 共 催 千葉市教育委員会 千葉市小中学校体育連盟 (公財) 千葉市スポーツ協会
千葉市陸上競技協会

2 期 日 令和8年 1月17日（土） 予備日1月18日（日）

3 時 間 受付時間 7時30分～8時15分 ※種目①～⑦の受付となる。
種目⑧の受付は、11時00以降に行う。
役員打ち合わせ 8時30分～8時40分
競技開始 9時30分

4 会 場 高円宮記念JFA夢フィールド及び幕張海浜公園
〒261-0022 千葉県千葉市美浜区美浜11
※駐車場は、JFA夢フィールドの奥にある駐車場を利用する。（1回600円）
幕張温泉 湯楽の里の駐車場は利用できない。

5 種 目

種目（競技順）	区間距離	競技開始予定時刻
① 新人駅伝中学女子の部（新人の部）	1区 3110m 2～5区 1850m	9:30～
② 新人駅伝中学男子の部（新人の部）	1区 3110m 2～6区 1850m	10:30～
③ 市民駅伝中学女子の部（市民の部）	1区 1850m 2～5区 1850m	11:30～
④ 市民駅伝中学男子の部（市民の部）	1区 1850m 2～5区 1850m	12:30～
BREAK TIME 13:30～14:00（中学校の解散および、役員の昼食時間）		
⑤ 小学生低学年「男女」の部（市民の部）	1区 1850m 2～5区 1850m	14:00～
⑥ 小学生高学年「男女」の部（市民の部）		
⑦ 高校女子の部（市民の部）	1区 3110m 2～5区 1850m	15:00～
⑧ 高校男子の部（市民の部）		
⑨ 一般の部（市民の部）		

※申込数によって競技開始時間が変更になる場合もある。

※1チーム5名（新人駅伝中学男子の部のみ1チーム6名）リレー形式で勝敗を競う。

※各チーム4名までを補欠として登録することを可能とし、**補欠選手に限り、当日の変更を認める。**

※一般の部の参加は、性別を問わず、中学生以上ならば混合チームを認める。

※申し込み後の区間の変更は、**補欠選手とのみ**とし、**指定の時間までにTICに受付を行う。**

※新人の部は、市内の学校に在籍し、参加は学校単位での出場とする。なお、各団体1チームのみの参加とする。

6 出場資格 (1) 医師の診断を受け、競技の支障の無いと認められた者とする。
(2) 千葉市内に在学・在住・在勤・在団体のいずれかであること。
(3) 駅伝に適した服装で参加すること。（チーム全員が同一の服装であることが望ましい）

- 7 申込方法 (1) 千葉市陸上競技協会のHPから申込方法を確認し、所定の申込一覧表に必要事項を種目別に分けて記入し、申し込むこと。※小学生・中学生・高校生は、校長及び保護者の同意を得た上で、申し込みを行う。
(2) 書類の不備および期日を過ぎたものについては受付できない。大会当日の申し込みはできない。
(3) 参加チームは1名以上の競技役員を派遣すること。
- 8 申込料 小・中学生は2500円／1チーム。高校生は3000円／1チーム。一般は3500円／1チームとする。
※ 大会当日に、受付にて支払うこと。

- 9 締切り日 【データ締切】令和7年12月16日(火)午後5時必着、以降の受付しない。
【一覧表締切】令和7年12月19日(金)午後5時必着、以降の受付しない。

- 10 申込先 〒261-0013 千葉市美浜区打瀬3-12-1
千葉市立打瀬中学校 問合せ先 千葉市陸上競技協会 松井那晃宛 (TEL211-0344)
【千葉市陸上競技協会ホームページ】<http://chibashirikkyo.net/>
【申込先アドレス】chibacity_trackandfield@yahoo.co.jp

- 11 表彰 団体賞として、各種目の優勝チームに賞状とトロフィー、2～8位に賞状を授与する。

- 12 コース図 別紙参照

- 13 その他 (1) 事故が起きた場合には、主催者が応急処置を致しますが、その後の責任は負わない。
(2) 参加人数により、競技開始予定時刻や種目数を変更する場合がある。
(3) 出場校およびクラブチームは、役員又は審判を必ず出すこと。
(4) 天候による状況判断は、当日朝6時15分までに千葉市陸上競技協会HPでお知らせする。
(5) ナンバーカードは主催者で準備すること。たすきおよび安全ピンは各自で準備すること。また、荷物を管理できるよう衣類を入れる袋を持参すること。
(6) 低体温症に十分に注意し、防寒・防風対策を十分に行うこと。

- 14 会場の使用について
会場の使用については以下のとおりとする。

- (1) 高円宮JFA夢フィールドの使用について
①走路は6:45から使用が可能となる。
②A・Bピッチの天然芝への出入りはすべて禁止とする。
③クラブハウス棟の外回りの芝生部分を各学校の拠点として開放する。
④クラブハウス棟への出入りは選手および大会役員のみとし、その他の者の出入りは禁止とする。
⑤更衣室は、会場内の指定された場所を使用する。
⑥トイレは、クラブハウス棟周辺にある2か所、招集所付近の1か所を利用できる。
- (2) ウォーミングアップエリア・テント設営場所
①本大会のウォーミングアップエリアは時間によって以下のように定める。ただし、公園内は一般の利用者もいるため、安全に配慮して実施する。
・9:15以降は、全ての選手のコースのアップを禁止とする。
・招集を受けた選手のみ、Aピッチの走路をアップエリアとして使用できる。
②各校のテント設営は、事前に指定されたクラブハウス棟周辺の芝生のみとする。
③各学校の待機場所で使用した荷物は各学校の責任において管理をする。なお、テントやタープを設置する場合はロープ等で固定し、強風で飛ばされないように留意する。
※風が強いことも予想されるため、ペグなどを使用し、固定すること。

- (3) 横断幕・のぼりの設置について
 - ①「のぼり」「横断幕」は、使用しない。
- (4) その他
 - ①コースの横断については、係員の指示に従い指定された場所で行う。
 - ②9:15から男子の競技終了まで安全確保のためコースに入らない。
 - ※BREAK TIME 中 (12:30~13:00) は、コースを試走することができる。

15 顧問・選手注意事項

- (1) 規則

本大会は2025年度日本陸上競技連盟競技規則・同駅伝競走規準並びに本大会規定により競技を行う。
- (2) 出場競技者について
 - ① チームのエントリーは、顧問1名、区間数+4名までとし、申し込み後の競技者変更は認めない。
 - ② 受付後の変更は、急病や怪我の場合とし、補欠をその区間の交代として補充する。その場合、直ちに大会本部に申し出る。
 - ③ 大会当日、急病や怪我が発生したが、補欠がない場合、4人以下の競技の参加を認める。ただし、順位はつかないものとする。
- (3) ナンバーカード

胸部につけるナンバーカードは、選手受付の際にTICにて配付する。
- (4) 招集
 - ① 競技者は、Aピッチ走路入口に設けられた招集所を利用する。
 - ② 招集方法及び点呼方法は次のとおりとする。
 - ・2区以降の競技者は、先頭通過予定時刻15分前までに点呼を受ける。
※通過予定時刻の30分前の招集開始から、15分間を招集時間とする。
 - ・競技者は、ナンバーカードを前後に付けたユニホームを着用し、点呼を受ける。
※第1区走者のみ、さらに襷を見せる。
 - ・招集が通った競技者からアップエリアに移動する。荷物は指定された場所に置く。
 - ・招集を通過した選手は、自分の区間を走り終えるまで、自陣には戻れない。
そのため、招集に必要なもの（ユニホーム・ナンバーカード・※1区走者のみ襷）+飲み物や着替え、タオルなどを用意し、それらをまとめる袋を持参すること。

日本陸上競技連盟駅伝競走規準（2025年4月）※一部抜粋

第3条 競技会役員の任務

3. 審判長

- 競技規則（本連盟競技規則、本規準、内規等）が遵守されているかどうかを監視する責任を負い、競技中に起ったすべての技術的問題ならびに本規準、内規に規定されていない事項についても決定する。また、競技の最終結果を承認する。
- 不適当な行為をする競技者を除外したり、競技続行不可能と判断された競技者を中止させたりする権限を有する。審判長の権限を技術総務、競争審判員、観察員等に委任しておく必要がある。

5. 監察員

審判長に指示された地点、あるいは指示された車両で競技を監察する。違反、妨害等が起こった場合、ただちに審判長に報告する。また、中継所におけるたすきの受渡しを監察する。

9. 走路員

競技者の走路を確保し、走路を間違えないよう白線、手旗などで指示する。

第5条 走行

- 競技者は、定められた走行区分を走らなければならない。また、交差点では交差点の中心から右に出でなければならない。
- 競技者が走行不能となった場合、即ち、歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態になったときは、役員、チーム関係者等によって、道路の左端に移動させなければならない。その後、続行させるかどうかは審判長、主催者によって任命された医師（医務員）の判断による。
- 走行不能になった競技者の近くにいる審判員は当該競技者に声掛けを行い、健康状態をチェックしなければならない。その後、直ちに大会本部へ状況報告を行い、審判長または主催者によって任命された医師の判断による指示に従って、当該競技者に対応する。審判長または主催者によって任命された医師から中止を命ぜられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。
- 競技者が途中で競技を続行できなくなったとき、または、競技を中止させられた場合は、原則として当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームの競技の続行、記録や成績の取り扱いは、その大会の内規等による。

第6条 中継

- たすきの受け渡しは、中継線から進行方向 20m の間に手渡しで行わなければならず、中継線の手前からたすきを投げ渡したりしてはならない。中継の着順判定およびタイムの計測は、前走者のトルソーが中継線に到達した時とする。
- たすきを受け取る走者は、前走者の区域（中継線の手前の走路）に入ってはならない。また、たすきを渡した走者は直ちにコース外に出なければならない。

第7条 繰り上げスタート

- 繰り上げスタートは、審判長または中継所主任の指示で行なう。この場合、中継線をスタートラインとする。

第9条 たすき

- たすきは、必ず肩から斜めに脇の下に掛けなければならない。
- たすきは必ず前走者と次走者の間で手渡さなければならない。たすき渡しに際して、前走者がたすきを外すのは中継線手前 400m から、次走者がたすきをかけるのは中継後 200m までをおおよその目安とする。

第11条 助力

- 競技者は競技中、いかなる助力も受けてはならない。
- 人または車両による伴走行為は、いつさい認めない。
- 正常な走行ができなくなった競技者を一時的に介護するために、競技者の体に触れるのは助力とはみなさない。